

平成30年度事業計画

自 平成30年 4月 1日
至 平成31年 3月31日

1. 基本方針

公益社団法人として、司法書士の職能を積極的に官公署や市民の皆さまに周知させ、社会の発展・安定のために寄与していきます。そのために、司法書士の持つ知識や能力の底上げをできるように充実した環境を整えて参ります。また、関係諸団体や官公署との連携を重視し、能力発揮を惜しまない志を司法書士ひとりひとりに再認識してもらえるよう努めて参ります。

このような視点から以下の基本方針に基づいた活動を致します。

基本方針

- (1) 不動産の権利に関する専門的知識や情報を提供し、公共事業等の各種事業の正確かつ円滑な実施に寄与します。
- (2) 当協会の事業を通じ社会的貢献を高め、公益法人としての社会的使命を果たします。
- (3) 登記に関する知識の普及及び情報の提供を通じ、市民の権利を擁護します。
- (4) 各種方策を実施し円滑な会務運営、他団体との連携を行います。

2. 平成30年度事業計画

(1) 公共嘱託登記受託事業

官公署等からの委託による公共嘱託登記業務は、昭和61年に当協会が設立した契機ともなる本来的業務であり、今後も当協会の主要業務として引き続き受託を促進していくよう努めて参ります。

しかしながら昨今は、定型的な嘱託登記案件が減る一方、相続を中心とした権利調査業務が当協会の主力業務になりつつあります。何世代にも渡って着手されなかった相続事案、相続人が海外にいる渉外事案等、持ち込まれる相談も年々複雑化しています。日常的に官公署から寄せられる相談案件はもちろん、被災地の災害復興事業、喫緊の課題である「土地、空き家、耕作放棄地に関する

る所有者不明問題」についても、我々の専門性が活かせる業務は、権利調査を主とするものと実感しており、可能な限り活動の幅を広げた公共嘱託登記受託事業を行います。

① 所有者不明土地問題に関する権利調査業務

登記事件の受託の前段階での権利調査業務の受託が増えてきており、不動産取得等の前提として、権利関係の正確な把握が必須です。関係当事者が多数の場合、権利関係が複雑な場合が少なくなく、官公署等にとっては契約の相手方を特定するための相続人調査が過大な負担となり、事業停滞の一因となっています。官公署等担当者は登記や権利調査の専門家ではないため、まさに専門家たる司法書士が適切なアドバイスをしながら、公共事業等の円滑な実施に寄与する必要があります。

所有者不明土地問題に関する法定相続人調査については、かつて対処した奥多摩町地上権抹消に関する延べ8, 158名の相続人調査と、延べ6, 104件の相続登記件数をこなしたノウハウにより、自信を持って取り組むことができます。大量事件案件が想定される中、この深刻な放棄・放置不動産に関する所有者不明土地対策に貢献できるよう準備し、対応を進めて参ります。

② 大量事件案件とチームでの作業

大量な事件処理を正確に速く処理するためには、高度な専門性と豊富な経験が必要であり、これこそが当協会の存在意義であり、有用性が発揮できる場面です。権利調査業務は概ね対象も資料も膨大で、チームを作り集団で処理するため、チームリーダーの下で各社員が役割分担しながら協調して業務処理をするので、担当社員にとっては通常業務とは異なる経験を得られます。また、チーム内の複数の目や意見により、正確性の高い結果を生み出すこととなります。更に、今まで蓄積してきた公共嘱託登記処理のノウハウを各社員に共有させ、常に正確で精度の高い業務を遂行し、当協会に対する信頼性を高めて参ります。

③ 継続的受託案件

当協会が社会に寄与していくためには、公共嘱託登記の受託促進をしなければならず、そのためにはまず、継続的な受託案件を確実に積み上げていくべきです。これまで、狭あい道路拡幅に関する嘱託登記契約等で成果を出している調布市や府中市、継続的に契約を締結している練馬区や港区、分譲住宅及び賃貸住宅に係る登記を受託している東京都住宅供給公社、権利者調査業務を受託している東京都道路整備保全公社などがありますが、公共嘱託登記案件の受注をする際、まず「公嘱協会」が思い浮かぶことができるよう、実績を蓄積して

いくと共に、当協会の出した成果や、深い知識を根幹におき活動している旨を伝えていきます。更にはシンクタンク機関としての存在を、官公署のみならず、市民に広く広報して参ります。これらのことが、マンション敷地権の切り取りを含めた都道、市道の道路拡幅に伴う用地取得に関連した業務、分譲住宅及び賃貸住宅に係る登記、東京都再開発事務所や独立行政法人都市再生機構の都市再開発事業や区画整理事業に伴う登記業務案件、無電柱化対策に関する地上権・賃借権登記業務、所有者不明土地問題対策事業などの幅広い受託につながるよう工夫するとともに、この人口減少社会の中における国民の生活環境の悪化を阻止し、日本の将来を明るく安心安全なものへと導く手助けをすべく行動をしていきたいと思ひます。

(2) 地域防災・災害復興支援事業

今後起こりうる首都直下地震の災害をできる限り減災するためには、平常時から準備しておく必要があります。狭あい道路の整備、木造密集市街地の整備等への協力を引き続き行い、官公署からの要望に応じていきます。当協会は専門家団体により構成されている「災害復興まちづくり支援機構」に所属しており、東京都との共催で毎年開催されている公開シンポジウムの開催に、多業種専門家からの知識や情報を収集し、尽力しております。特に今年度は司法書士関連団体の主催によりシンポジウムが行われます。当協会としてもシンポジウムの成功に向けて積極的に役割を果たしていきたいと思ひます。また、減災へ繋がるまちづくりの一端を担えるよう努力するとともに、国民に、国土あるいは住まう地域において安心安全な生活を享受できるよう国の施策する国土強靱化に呼応していきます。

さらに、空き家対策につきましては、東京司法書士会、東京司法書士政治連盟、成年後見センター・リーガルサポート東京支部と連携協力し、司法書士が職業的能力を発揮し、社会に貢献できることを強く呼びかけて参ります。

(3) 公共嘱託登記及びその他の関連する知識の普及啓発事業

① 対外向け事業

当協会は公益目的事業の充実として、引き続き市民向け公開講座、官公署向け電話相談、官公署向け公開講座を行っていきます。市民向け公開講座については、相続・遺言について法律知識を高年齢の方にも理解できるよう分かりやすい講座をめざしています。講師は出来る限り講座開催地の地元社員が行い、地域との密着を図り、より深く貢献できるよう努めます。所有者不明土地問題への解決につながるよう遺言書の活用方法など事例をあげ紹介できるよう進めていきます。今年度は、東京都が地域格差解消に力を入れている多摩地区のみ

ならず、島しょでの公益的活動にも拡大していきます。

公共事業地の用地取得に携わる官公署に対しては、当協会が作成に関与した相続に関する法律図書を無料配布し、複雑な民法・旧民法の取扱いをアドバイスすることにより、所有者不明土地問題対策において、誤った方向に行かないよう舵取りも行っていきたいと思います。

以上のような対外向け事業に限らず、行政のしくみや現状、用地・山林の状況の把握など、事業を遂行するにあたり的確な判断ができるよう、日頃から情報の収集を徹底していきます。

②司法書士向けの研修

約180名が受講できる一般会員向け実務研修を年3回程度、約40名が受講でき、権利登記に関する基礎を網羅し実務へ導く研修を月1回、その他随時、時宜にかなった研修を開催いたします。日程等が合わず出席できない社員に対して、研修模様を録画したDVDの貸し出しを行うことにより、知識や情報を提供し、常にレベルアップできる体制づくりをバックアップ致します。

これらの研修は不動産登記に関する相続、税務、表示登記、権利調査等関心の高い分野を中心としておりますが、今年度の秋の研修においては、NPO法人渉外司法書士協会と連携し、グローバル化したこの時代に正に適った問題を扱います。個々の司法書士が外国人や外国法人に対し、自ら向かって業務を行うことができることを目標とし、海外の相続制度、相続人の特定や具体的な必要書類の選別等を学ぶことにより、実際に渉外業務ができる知識・自信を持つことになってでしょう。更には海外での実地研修による人脈づくりも研修内容に盛り込み、司法書士の貢献できる範囲が一層広がるよう知恵を絞った研修にして参ります。

③ホームページ、機関誌

司法書士の日常業務に役立つ情報から当協会の活動を紹介する情報として、ホームページの掲載事業や機関誌ハロハロガーデンの発行を引き続き行います。

ホームページにつきましては、所有者不明土地問題の歯止めにつながるよう市民に対し行った「公開市民講座等」の実績や様子を紹介するコーナー、金融機関の変遷に関する最新情報を取得できる「担保権者の行方は？」のコーナー、登記関係の最新の法的な諸問題の解説を検索できる「研修情報」のコーナーを設け、当協会の活動や情報を提供するとともに、最新の情報を提供していきます。

ハロハロガーデンにつきましては、紙面による発行と併せ、データ化による簡便な情報共有も目指していきます。これら情報につきましては、当協会社員間だけでなく、官公署などへも広く配布し、当協会の実績のみならず、対応で

きる業務の範囲などを明確に紹介、提言していきます。

（４）会務運営の円滑化

当協会の事業の円滑な実施のために、会務運営全般につき、関連団体等との連携を図り、社員からの意見を取り入れ、改善すべき点など見直しをして参ります。

①司法書士会と公嘱協会

東京司法書士会会則 3 条において「本会は、前条に規定する目的を達するため、次に掲げる事業を行う。」とありますが、その（20）で「公共嘱託登記の受託推進及び公共嘱託登記司法書士協会への助言に関する事項」とされており、第 61 条（7）においては東京司法書士会総務部がその事務をつかさどることになっております。つまり、東京司法書士会の「公共嘱託登記の受託推進」事業は、当協会が分担実施しているものとみることができます。当協会の啓発活動、公益的目的事業や内部研修事業といった受託事業以外の事業が「公共嘱託登記の受託推進事業」に該当するものと考えられます。この点を強く、東京司法書士会会員に訴えるとともに、公共嘱託登記処理のノウハウを積んだ各社員が、公共嘱託登記を正確、迅速、安全に遂行している成果を広く伝えます。

②入札

入札については、いたずらに価格競争に巻き込まれること無く、当協会の社会的存在意義が認められる場面において、その能力を発揮していきます。単に発注があったら受託して処理をするだけの「待ちの姿勢」ではなく、積極的に当協会の有用性を外部に働きかける「能動的な姿勢」にて、司法書士の業務・活動や役割を広報することにより、引き続き、官公署とのつながりを大切にしていきます。

③地区

例年どおり、各地区において年 1 回地区総会を開催し、全体の地区幹事会を 2 回開催します。地区活動においては、自治体への広報活動の推進や事業の受託情報等の連絡が中心でしたが、各地区の所属支部から、空き家対策等に関する対応を求められた場合、当協会の受託処理スキーム等の情報を提供ができるよう協会執行部は対応・支援していきます。

④スムーズな対応に向けて

当協会が直接受託することが困難な案件については、依頼者・相談者の不利益が生じないように、スムーズな方法で社員へ業務等受託を引き継がせるべきで

す。依頼者・相談者との信頼関係をストップさせることなく、委託受託双方のメリットを作りあげていく事務体制を引き続き行っていきます。そのためにも、当協会と社員間の連携を一層強くする必要があり、その対策として、社員の研修や委員会への積極的な参加を促し、社員個々の考え、知識を漏らさず集約させていくべきと強く思っております。

理事、地区幹事そして社員間の意思疎通を促し、適正な協会運営に努めるとともに、当協会の活性化を図ります。